

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(44)	2
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(45)	21

◎規 則

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(85)	27
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(86)	32

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(7)	33
-------------------------------------	----

◎告 示

保管自転車の処分について（令和4年10月下旬）(332)	33
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(333)	33
指定管理者の指定について（区立都市公園）(335)	33
指定管理者の指定について（水上バスステーション）(336)	34
臨床福祉専門学校の廃止認可について(337)	34
都市公園の区域及び面積の変更について(339)	34
都市公園の一部休園について(340)	36
指定管理者の指定について（古石場福祉会館）(342)	38
指定管理者の指定について（亀戸場福祉会館）(343)	38
指定管理者の指定について（枝川高齢者在宅サービスセンター）(344)	38
指定管理者の指定について（児童館）(345)	38
第4回区議会定例会の招集について(346)	38
指定管理者の指定について（障害者福祉センター）(347)	38
指定管理者の指定について（自転車駐車場）(348)	39

保管自転車の処分について（令和4年11月上旬）(349)	39
区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(352)	39
区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(355)	39
区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(356)	40
都市計画の案について(358)	40
都市計画の案について(359)	40
都市計画の案について(360)	40
都市計画の案について(361)	41
都市計画の案について(362)	41
区内地域密着型サービス事業所の廃止について(363)	41
指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について(364)	41
地区計画の変更の原案について(365)	42

◎告 示（教）

令和4年第11回江東区教育委員会定例会の招集(19)	44
令和4年第5回江東区教育委員会臨時会の招集(20)	44

◎告 示（選）

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(25)	44
--	----

◎区 議 会

区議会議決事項（令和4年第4回定例会）	45
---------------------	----

条

例

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 11 月 25 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 44 号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 江東区職員の給与に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 4 第 2 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 50」を「100 分の 55」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 65」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

ア 行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
1		147,500	200,500	228,500	254,300	283,900	368,900
2		148,600	202,000	230,500	256,400	286,400	371,700
3		149,700	203,400	232,500	258,500	288,900	374,500
4		150,900	204,700	234,500	260,600	291,400	377,300
5		152,100	206,100	236,400	262,900	293,900	380,100
6		153,300	207,500	238,400	265,100	296,400	382,800
7		154,500	208,900	240,400	267,300	298,900	385,600
8		155,700	210,500	242,400	269,500	301,500	388,400
9		156,800	212,300	244,300	271,700	304,100	391,200
10		158,000	213,900	246,400	274,000	306,700	394,000
11		159,300	215,600	248,400	276,200	309,200	396,900
12		160,600	217,300	250,500	278,500	311,800	399,800
13		161,800	218,900	252,500	280,700	314,400	402,600
14		163,200	220,700	254,700	283,000	317,000	405,500
15		164,600	222,500	256,800	285,200	319,600	408,400
16		166,000	224,200	259,000	287,600	322,200	411,300
17		167,400	226,000	261,100	290,000	324,800	414,200
18		169,000	227,800	263,300	292,400	327,400	417,100
19		170,700	229,600	265,500	294,800	330,000	420,100
20		172,500	231,500	267,700	297,200	332,700	423,100
21		174,200	233,500	269,900	299,600	335,300	426,000
22		176,000	235,300	272,200	302,000	338,000	429,000
23		177,800	237,300	274,500	304,400	340,700	432,100
24		179,600	239,200	276,800	306,800	343,400	435,100
25		181,300	241,200	279,000	309,100	346,100	438,100
26		183,100	243,100	281,300	311,500	348,800	441,000
27		184,900	245,100	283,700	314,000	351,500	444,000
28		186,600	247,200	286,100	316,500	354,200	446,900
29		188,200	249,100	288,500	319,000	356,900	449,700
30		189,200	251,200	290,700	321,500	359,700	452,500
31		190,200	253,300	293,100	324,000	362,500	455,200
32		191,100	255,400	295,400	326,400	365,300	457,700
33		191,900	257,600	297,600	328,700	368,100	460,200
34		193,000	259,600	299,800	331,100	370,800	462,600
35		194,000	261,700	302,100	333,500	373,500	464,800
36		195,300	263,700	304,400	335,900	376,200	467,000
37		196,500	265,800	306,600	338,200	378,900	469,000
38		198,000	267,700	308,800	340,600	381,600	471,000

39	199,500	269,800	310,900	343,000	384,100	472,800
40	201,000	271,800	313,100	345,300	386,700	474,600
41	202,600	273,800	315,200	347,500	389,300	476,200
42	204,300	275,600	317,400	349,800	391,900	477,800
43	206,100	277,600	319,400	352,100	394,300	479,200
44	207,900	279,600	321,500	354,300	396,800	480,700
45	209,800	281,500	323,500	356,500	399,200	482,000
46	211,500	283,300	325,600	358,700	401,600	483,400
47	213,300	285,200	327,600	360,900	403,800	484,600
48	215,100	287,100	329,700	363,000	406,000	485,900
49	216,900	288,900	331,700	365,000	408,100	487,000
50	218,600	290,700	333,700	367,100	410,100	488,200
51	220,400	292,500	335,600	369,100	411,900	489,200
52	222,100	294,300	337,600	371,100	413,700	490,300
53	223,900	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
54	225,600	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
55	227,400	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
56	229,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
57	230,900	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
59	234,300	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
60	236,000	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
61	237,800	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
62	239,400	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
63	241,100	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
64	242,900	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
65	244,600	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
66	246,400	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
67	248,100	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
68	249,800	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
69	251,400	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
70	253,000	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
71	254,700	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
72	256,400	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100
81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600

84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	
97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300	354,300	398,400	421,900		
119	311,700	354,700	398,800	422,300		
120	312,100	355,100	399,200	422,700		
121	312,400	355,500	399,600	423,100		
122	312,800		400,000	423,500		
123	313,200		400,400	423,900		
124	313,600		400,800	424,300		
125	314,000		401,200	424,700		
126	314,300		401,600	425,100		
127	314,700		402,000	425,500		
128	315,100		402,400	425,900		

	129	315, 500		402, 800	426, 300		
	130	315, 900		403, 200			
	131	316, 300		403, 600			
	132	316, 700		404, 000			
	133	317, 000		404, 400			
	134	317, 400					
	135	317, 700					
	136	318, 000					
	137	318, 300					
	138	318, 600					
	139	318, 900					
	140	319, 200					
	141	319, 500					
	142	319, 800					
	143	320, 100					
	144	320, 400					
	145	320, 700					
	146	321, 000					
	147	321, 300					
	148	321, 600					
	149	321, 900					
再任用職員		197, 300	231, 800	269, 600	287, 400	311, 600	378, 600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 2 3 条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
1		132,900	205,000	225,100	229,800
2		133,600	206,600	227,000	231,700
3		134,300	208,300	228,900	233,600
4		135,000	210,000	230,800	235,500
5		135,700	211,800	232,900	237,500
6		136,400	213,400	234,600	239,500
7		137,100	215,200	236,600	241,400
8		137,800	217,000	238,600	243,400
9		138,500	218,800	240,700	245,300
10		139,200	220,600	242,500	247,300
11		139,900	222,400	244,500	249,300
12		140,600	224,200	246,600	251,400
13		141,300	226,200	248,600	253,500
14		142,300	227,900	250,600	255,600
15		143,300	229,800	252,700	257,700
16		144,300	231,500	254,600	259,800
17		145,300	233,400	256,300	261,900
18		146,400	235,000	258,400	263,900
19		147,500	236,900	260,400	266,000
20		148,600	238,600	262,400	268,100
21		149,800	240,400	264,200	270,200
22		151,000	242,000	266,200	272,300
23		152,200	243,700	268,000	274,400
24		153,400	245,500	269,900	276,600
25		154,400	247,200	271,700	278,800
26		155,600	248,700	273,600	281,000
27		156,900	250,400	275,300	283,200
28		158,200	252,100	277,100	285,300
29		159,400	253,500	278,900	287,300
30		160,800	255,200	280,700	289,400
31		162,100	256,800	282,400	291,500
32		163,500	258,400	284,200	293,600
33		164,600	259,800	285,900	295,600
34		166,300	261,500	287,600	297,700
35		167,900	263,000	289,300	299,800
36		169,400	264,400	291,000	301,800
37		170,900	265,900	292,700	303,700
38		171,800	267,400	294,500	305,700
39		172,700	268,800	296,100	307,700
40		173,500	270,200	297,600	309,700
41		174,200	271,700	299,300	311,600

42	175, 200	273, 000	300, 900	313, 500
43	176, 200	274, 500	302, 400	315, 400
44	177, 300	275, 700	303, 900	317, 300
45	178, 400	277, 100	305, 500	319, 000
46	179, 800	278, 400	307, 000	320, 800
47	181, 100	279, 700	308, 400	322, 600
48	182, 500	281, 000	309, 900	324, 300
49	184, 000	282, 300	311, 300	326, 100
50	185, 500	283, 500	312, 700	327, 800
51	187, 100	284, 700	314, 100	329, 400
52	188, 800	285, 900	315, 400	331, 000
53	190, 500	287, 000	316, 700	332, 600
54	192, 000	288, 100	318, 000	334, 100
55	193, 700	289, 100	319, 200	335, 600
56	195, 300	290, 100	320, 300	337, 100
57	196, 900	291, 100	321, 400	338, 400
58	198, 500	292, 000	322, 500	339, 800
59	200, 100	292, 900	323, 400	341, 100
60	201, 700	293, 800	324, 200	342, 300
61	203, 300	294, 500	325, 100	343, 500
62	204, 800	295, 300	325, 800	344, 400
63	206, 500	296, 000	326, 600	345, 400
64	208, 100	296, 700	327, 200	346, 300
65	209, 700	297, 200	327, 900	347, 200
66	211, 200	297, 800	328, 600	347, 900
67	212, 700	298, 300	329, 200	348, 600
68	214, 300	298, 900	329, 700	349, 300
69	215, 900	299, 400	330, 300	350, 000
70	217, 400	299, 900	330, 800	350, 600
71	218, 900	300, 500	331, 400	351, 300
72	220, 600	300, 900	331, 800	352, 000
73	222, 100	301, 300	332, 200	352, 600
74	223, 700	301, 800	332, 600	353, 100
75	225, 300	302, 200	333, 100	353, 700
76	226, 800	302, 600	333, 500	354, 200
77	228, 300	303, 100	333, 900	354, 800
78	229, 700	303, 500	334, 400	355, 200
79	231, 300	304, 000	334, 800	355, 700
80	232, 800	304, 400	335, 200	356, 200
81	234, 300	304, 800	335, 700	356, 600
82	235, 800	305, 200	336, 100	356, 900
83	237, 400	305, 600	336, 500	357, 400
84	238, 800	306, 100	337, 000	357, 800
85	240, 300	306, 500	337, 400	358, 200
86	241, 600	306, 900	337, 800	358, 600
87	243, 100	307, 200	338, 200	359, 000
88	244, 700	307, 600	338, 600	359, 400

89	246, 200	307, 900	338, 900	359, 800
90	247, 400	308, 300	339, 300	360, 300
91	248, 900	308, 600	339, 600	360, 700
92	250, 200	309, 000	340, 000	361, 000
93	251, 600	309, 300	340, 300	361, 400
94	252, 900	309, 700	340, 700	361, 700
95	254, 200	310, 000	341, 000	362, 100
96	255, 500	310, 400	341, 400	362, 400
97	256, 800	310, 700	341, 700	362, 800
98	257, 900	311, 100	342, 000	363, 100
99	259, 100	311, 400	342, 400	363, 500
100	260, 400	311, 800	342, 700	363, 800
101	261, 600	312, 100	343, 100	364, 200
102	262, 800	312, 500	343, 400	364, 500
103	264, 000	312, 900	343, 800	364, 900
104	265, 000	313, 300	344, 100	365, 200
105	266, 000	313, 700	344, 500	365, 600
106	267, 100	314, 100	344, 800	365, 900
107	268, 200	314, 500	345, 100	366, 300
108	269, 300	314, 900	345, 500	366, 600
109	270, 200	315, 300	345, 800	367, 000
110	271, 200	315, 600	346, 200	367, 300
111	272, 200	315, 900	346, 500	367, 700
112	273, 100	316, 200	346, 900	368, 000
113	273, 900	316, 500	347, 200	368, 400
114	274, 900	316, 800	347, 600	368, 700
115	275, 700	317, 100	347, 900	369, 100
116	276, 500	317, 400	348, 200	369, 400
117	277, 300	317, 700	348, 600	369, 800
118	278, 000	318, 000	349, 000	370, 100
119	278, 800	318, 300	349, 400	370, 500
120	279, 500	318, 600	349, 800	370, 800
121	280, 000	318, 900	350, 200	371, 200
122	280, 700	319, 100	350, 600	
123	281, 200	319, 300	351, 000	
124	281, 800	319, 500	351, 400	
125	282, 200	319, 700	351, 800	
126	282, 700	319, 900	352, 200	
127	283, 000	320, 100	352, 600	
128	283, 400	320, 300	353, 000	
129	283, 700	320, 500	353, 400	
130	284, 000	320, 700	353, 800	
131	284, 400	320, 900	354, 200	
132	284, 700	321, 100	354, 600	
133	285, 100	321, 300	355, 000	
134	285, 400	321, 400	355, 400	
135	285, 700	321, 500	355, 800	

	136	286, 100	321, 600	356, 200	
	137	286, 500	321, 700	356, 600	
	138	286, 800	321, 800	357, 000	
	139	287, 200	321, 900	357, 400	
	140	287, 600	322, 000	357, 800	
	141	287, 800	322, 100	358, 200	
	142	288, 200	322, 200	358, 600	
	143	288, 500	322, 300	359, 000	
	144	288, 700	322, 400	359, 400	
	145	289, 000	322, 500	359, 800	
	146	289, 300	322, 600	360, 200	
	147	289, 600	322, 700	360, 600	
	148	289, 800	322, 800	361, 000	
	149	290, 100	322, 900	361, 400	
	150	290, 400		361, 800	
	151	290, 700		362, 200	
	152	290, 900		362, 600	
	153	291, 200		363, 000	
	154	291, 500		363, 300	
	155	291, 700		363, 600	
	156	292, 000		363, 900	
	157	292, 300		364, 200	
	158	292, 600			
	159	292, 900			
	160	293, 200			
	161	293, 500			
	162	293, 800			
	163	294, 100			
	164	294, 400			
	165	294, 700			
再任用職員		212, 000	223, 200	244, 000	274, 700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第6条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
1		208,700	321,000	413,100
2		211,100	324,900	415,900
3		213,700	329,000	418,700
4		216,000	332,800	421,500
5		218,300	337,000	424,500
6		220,800	340,800	427,400
7		223,100	344,800	430,300
8		225,600	348,700	433,100
9		228,300	353,000	435,900
10		231,000	357,100	438,800
11		234,000	361,200	441,600
12		236,800	365,200	444,400
13		239,600	369,100	447,300
14		243,500	373,400	450,300
15		247,300	377,300	453,200
16		251,100	381,200	455,900
17		254,900	385,100	458,600
18		258,900	388,100	461,300
19		262,700	390,900	464,200
20		266,600	393,900	466,900
21		270,700	396,900	469,600
22		274,400	399,700	472,300
23		278,300	402,700	475,100
24		281,900	405,500	477,700
25		285,700	408,300	480,500
26		289,500	411,000	483,100
27		293,200	413,700	485,500
28		296,900	416,300	487,900
29		300,600	418,900	490,500
30		304,200	421,500	493,100
31		308,000	424,100	495,400
32		311,700	426,500	497,900
33		315,400	429,000	500,300
34		319,100	431,500	502,800
35		322,700	434,000	505,200
36		326,300	436,500	507,700
37		329,900	438,900	510,000
38		333,400	441,300	512,100
39		337,000	443,800	514,300
40		340,200	446,200	516,300
41		343,500	448,800	518,600

42	346,600	451,000	520,300
43	349,800	453,300	522,100
44	353,000	455,400	524,000
45	356,000	457,400	525,800
46	359,100	459,600	527,000
47	362,400	461,600	528,300
48	365,600	463,500	529,600
49	368,400	465,400	530,900
50	370,300	467,200	532,100
51	372,300	468,900	533,300
52	374,300	470,600	534,500
53	376,000	472,200	535,600
54	377,900	473,400	536,600
55	379,800	474,500	537,600
56	381,500	475,500	538,600
57	383,300	476,500	539,600
58	384,900	477,500	540,500
59	386,300	478,600	541,400
60	388,000	479,700	542,400
61	389,500	480,700	543,400
62	390,800	481,400	544,300
63	392,000	482,200	545,400
64	393,200	483,000	546,400
65	394,400	483,600	547,400
66	395,500	484,400	548,400
67	396,500	485,000	549,400
68	397,700	485,700	550,400
69	398,500	486,300	551,400
70	399,300	486,800	552,400
71	400,100	487,100	553,400
72	400,800	487,600	554,300
73	401,500	488,100	555,300
74	402,200	488,700	556,300
75	402,900	489,100	557,200
76	403,700	489,500	558,100
77	404,500	489,900	559,100
78	405,200	490,300	560,000
79	405,900	490,700	560,900
80	406,600	491,200	561,700
81	407,300	491,700	562,600
82	407,900	492,200	563,400
83	408,500	492,600	564,300
84	409,200	493,100	565,100
85	410,100	493,700	565,900
86	410,700	494,300	566,700
87	411,300	494,900	567,500
88	412,000	495,300	568,200
89	412,600	495,800	568,900

	90	413, 100	496, 400	569, 600
	91	413, 600	496, 900	570, 400
	92	414, 100	497, 400	571, 200
	93	414, 500	497, 900	571, 900
	94	414, 900	498, 500	572, 700
	95	415, 300	499, 000	573, 400
	96	415, 800	499, 500	574, 100
	97	416, 300	500, 000	574, 800
	98	416, 700	500, 500	575, 400
	99	417, 200	501, 000	576, 100
	100	417, 600	501, 600	576, 800
	101	418, 000	502, 100	577, 500
	102	418, 400	502, 600	578, 200
	103	418, 800	503, 100	578, 800
	104	419, 300	503, 700	579, 400
	105	419, 800	504, 200	580, 200
	106	420, 300		580, 900
	107	420, 800		581, 600
	108	421, 300		582, 300
	109	421, 700		582, 900
再任用職員		294, 500	355, 300	416, 100

備考 この表は、医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148, 200	201, 900	229, 000	254, 800	283, 900
	2	149, 400	203, 400	231, 000	256, 700	286, 400
	3	150, 600	204, 800	233, 000	258, 700	288, 900
	4	151, 800	206, 100	235, 000	260, 700	291, 400
	5	153, 000	207, 500	236, 900	263, 000	293, 900
	6	154, 300	208, 800	238, 900	265, 200	296, 400
	7	155, 600	210, 100	240, 900	267, 400	298, 900
	8	156, 900	211, 600	242, 900	269, 600	301, 500
	9	158, 100	213, 200	244, 800	271, 800	304, 100
	10	159, 500	214, 700	246, 900	274, 100	306, 700
	11	160, 900	216, 300	248, 900	276, 300	309, 200
	12	162, 300	217, 900	250, 900	278, 600	311, 800
	13	163, 600	219, 400	252, 800	280, 800	314, 400
	14	165, 000	221, 100	254, 900	283, 100	317, 000
	15	166, 400	222, 900	257, 000	285, 300	319, 600
	16	167, 900	224, 600	259, 200	287, 700	322, 200
	17	169, 400	226, 400	261, 300	290, 100	324, 800
	18	171, 100	228, 200	263, 500	292, 500	327, 400
	19	172, 800	230, 000	265, 700	294, 900	330, 000
	20	174, 600	231, 900	267, 900	297, 300	332, 700
	21	176, 300	233, 900	270, 100	299, 700	335, 300
	22	178, 000	235, 700	272, 400	302, 100	338, 000
	23	179, 700	237, 700	274, 700	304, 500	340, 700
	24	181, 400	239, 600	277, 000	306, 900	343, 400
	25	182, 900	241, 600	279, 200	309, 200	346, 100
	26	184, 500	243, 500	281, 500	311, 600	348, 800
	27	186, 100	245, 500	283, 900	314, 100	351, 500
	28	187, 700	247, 600	286, 300	316, 600	354, 200
	29	189, 300	249, 500	288, 700	319, 100	356, 900
	30	190, 300	251, 600	290, 800	321, 600	359, 700
	31	191, 400	253, 700	293, 100	324, 100	362, 500
	32	192, 400	255, 800	295, 400	326, 500	365, 300
	33	193, 400	257, 900	297, 700	328, 800	368, 100
	34	194, 700	259, 800	299, 800	331, 200	370, 800
	35	195, 800	261, 900	302, 100	333, 600	373, 500
	36	197, 100	263, 900	304, 400	336, 000	376, 200
	37	198, 300	266, 000	306, 600	338, 300	378, 900
	38	199, 700	267, 900	308, 800	340, 700	381, 600
	39	201, 100	269, 900	310, 900	343, 000	384, 100
	40	202, 500	271, 800	313, 100	345, 300	386, 700
41	203, 900	273, 800	315, 200	347, 500	389, 300	

42	205,500	275,600	317,400	349,800	391,900
43	207,200	277,600	319,400	352,100	394,300
44	209,000	279,600	321,500	354,300	396,800
45	210,800	281,500	323,500	356,500	399,200
46	212,300	283,300	325,600	358,700	401,600
47	214,100	285,200	327,600	360,900	403,800
48	215,900	287,100	329,700	363,000	406,000
49	217,700	288,900	331,700	365,000	408,100
50	219,400	290,700	333,700	367,100	410,100
51	221,200	292,500	335,600	369,100	411,900
52	223,000	294,300	337,600	371,100	413,700
53	224,900	295,900	339,600	373,100	415,400
54	226,500	297,700	341,600	375,000	416,900
55	228,200	299,500	343,500	376,900	418,400
56	230,000	301,100	345,300	378,700	419,800
57	231,800	302,800	347,200	380,500	421,000
58	233,400	304,500	349,100	382,300	422,200
59	235,100	306,100	350,800	384,000	423,300
60	236,800	307,800	352,600	385,700	424,200
61	238,600	309,400	354,400	387,200	425,200
62	240,200	310,900	356,100	388,800	426,100
63	241,900	312,500	357,800	390,300	426,900
64	243,700	314,100	359,500	391,700	427,700
65	245,400	315,600	361,100	393,000	428,500
66	247,200	317,100	362,800	394,100	429,200
67	248,900	318,600	364,400	395,200	430,000
68	250,600	320,000	365,900	396,200	430,700
69	252,200	321,500	367,400	397,200	431,300
70	253,800	322,900	368,900	398,000	432,000
71	255,500	324,300	370,300	398,900	432,600
72	257,200	325,600	371,600	399,700	433,200
73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800
76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400
77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700
83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700

89	283, 100	341, 000	385, 400	409, 800	442, 200
90	284, 500	341, 600	385, 900	410, 300	442, 700
91	285, 800	342, 200	386, 400	410, 800	443, 200
92	287, 000	342, 700	386, 900	411, 200	443, 700
93	288, 300	343, 200	387, 400	411, 700	444, 100
94	289, 600	343, 700	387, 900	412, 200	444, 600
95	290, 800	344, 200	388, 400	412, 700	445, 100
96	291, 900	344, 700	388, 900	413, 100	445, 600
97	293, 100	345, 200	389, 400	413, 500	446, 100
98	294, 300	345, 700	389, 900	413, 900	446, 600
99	295, 500	346, 200	390, 400	414, 300	447, 100
100	296, 600	346, 700	390, 900	414, 700	447, 600
101	297, 600	347, 200	391, 400	415, 100	448, 100
102	298, 700	347, 600	391, 900	415, 500	448, 600
103	299, 800	348, 100	392, 400	415, 900	449, 100
104	300, 800	348, 600	392, 800	416, 300	449, 600
105	301, 700	349, 100	393, 200	416, 700	450, 100
106	302, 700	349, 500	393, 600	417, 100	450, 600
107	303, 600	349, 900	394, 000	417, 500	451, 100
108	304, 500	350, 300	394, 400	417, 900	451, 600
109	305, 400	350, 700	394, 800	418, 300	452, 100
110	306, 200	351, 100	395, 200	418, 700	
111	307, 000	351, 500	395, 600	419, 100	
112	307, 800	351, 900	396, 000	419, 500	
113	308, 400	352, 300	396, 400	419, 900	
114	309, 100	352, 700	396, 800	420, 300	
115	309, 700	353, 100	397, 200	420, 700	
116	310, 300	353, 500	397, 600	421, 100	
117	310, 800	353, 900	398, 000	421, 500	
118	311, 300		398, 400		
119	311, 700		398, 800		
120	312, 100		399, 200		
121	312, 400		399, 600		
122	312, 800		400, 000		
123	313, 200		400, 400		
124	313, 600		400, 800		
125	314, 000		401, 200		
126	314, 300		401, 600		
127	314, 700		402, 000		
128	315, 100		402, 400		
129	315, 500		402, 800		
130	315, 900		403, 200		
131	316, 300		403, 600		
132	316, 700		404, 000		
133	317, 000		404, 400		
134	317, 400				
135	317, 700				

	136	318,000				
	137	318,300				
	138	318,600				
	139	318,900				
	140	319,200				
	141	319,500				
	142	319,800				
	143	320,100				
	144	320,400				
	145	320,700				
再任用職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
1		159,900	205,400	230,100	255,400	283,900
2		161,400	206,600	232,000	257,400	286,400
3		162,900	207,700	233,900	259,500	288,900
4		164,400	208,700	235,800	261,600	291,400
5		165,800	209,900	237,600	263,900	293,900
6		167,300	211,000	239,500	266,100	296,400
7		168,800	212,100	241,500	268,300	298,900
8		170,300	213,500	243,500	270,500	301,500
9		171,700	215,000	245,400	272,700	304,100
10		173,200	216,300	247,500	275,000	306,700
11		174,700	217,700	249,500	277,200	309,200
12		176,200	219,100	251,500	279,500	311,800
13		177,600	220,500	253,400	281,700	314,400
14		179,000	222,200	255,500	284,000	317,000
15		180,400	223,900	257,500	286,200	319,600
16		181,800	225,600	259,700	288,500	322,200
17		183,100	227,400	261,800	290,800	324,800
18		184,400	229,200	264,000	293,100	327,400
19		185,700	231,000	266,200	295,500	330,000
20		187,000	232,800	268,300	297,900	332,700
21		188,200	234,700	270,400	300,300	335,300
22		189,900	236,400	272,700	302,700	338,000
23		191,500	238,300	275,000	305,100	340,700
24		193,000	240,200	277,300	307,500	343,400
25		194,500	242,200	279,500	309,800	346,100
26		195,200	244,100	281,800	312,200	348,800
27		195,900	246,100	284,200	314,700	351,500
28		196,500	248,100	286,600	317,200	354,200
29		197,100	249,900	289,000	319,700	356,900
30		197,800	251,900	291,100	322,100	359,700
31		198,500	253,900	293,400	324,500	362,500
32		199,500	255,900	295,700	326,900	365,300
33		200,500	257,700	297,900	329,200	368,100
34		201,600	259,700	300,100	331,600	370,800
35		202,800	261,800	302,300	334,000	373,500
36		204,000	263,900	304,500	336,400	376,200
37		205,300	266,000	306,600	338,600	378,900
38		206,700	267,900	308,800	340,900	381,600
39		208,200	269,900	310,900	343,200	384,100
40		209,800	271,800	313,100	345,500	386,700
41		211,500	273,800	315,200	347,700	389,300

42	213,000	275,600	317,400	350,000	391,900
43	214,700	277,600	319,400	352,200	394,300
44	216,500	279,600	321,500	354,300	396,800
45	218,300	281,500	323,500	356,500	399,200
46	220,000	283,300	325,600	358,700	401,600
47	221,900	285,200	327,600	360,900	403,800
48	223,700	287,100	329,700	363,000	406,000
49	225,500	288,900	331,700	365,000	408,100
50	227,100	290,700	333,700	367,100	410,100
51	228,800	292,500	335,600	369,100	411,900
52	230,700	294,300	337,600	371,100	413,700
53	232,500	295,900	339,600	373,100	415,400
54	234,100	297,700	341,600	375,000	416,900
55	235,800	299,500	343,500	376,900	418,400
56	237,500	301,100	345,300	378,700	419,800
57	239,300	302,800	347,200	380,500	421,000
58	240,900	304,500	349,100	382,300	422,200
59	242,500	306,100	350,800	384,000	423,300
60	244,100	307,800	352,600	385,700	424,200
61	245,800	309,400	354,400	387,200	425,200
62	247,400	310,900	356,100	388,800	426,100
63	249,000	312,500	357,800	390,300	426,900
64	250,700	314,100	359,500	391,700	427,700
65	252,300	315,600	361,100	393,000	428,500
66	253,900	317,100	362,800	394,100	429,200
67	255,600	318,600	364,400	395,200	430,000
68	257,200	320,000	365,900	396,200	430,700
69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700
81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200
82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700

89	288, 200	341, 000	385, 400	409, 800	442, 200
90	289, 500	341, 600	385, 900	410, 300	442, 700
91	290, 800	342, 200	386, 400	410, 800	443, 200
92	291, 900	342, 700	386, 900	411, 200	443, 700
93	293, 100	343, 200	387, 400	411, 700	444, 100
94	294, 300	343, 700	387, 900	412, 200	444, 600
95	295, 500	344, 200	388, 400	412, 700	445, 100
96	296, 600	344, 700	388, 900	413, 100	445, 600
97	297, 600	345, 200	389, 400	413, 500	446, 100
98	298, 700	345, 700	389, 900	413, 900	446, 600
99	299, 800	346, 200	390, 400	414, 300	447, 100
100	300, 800	346, 700	390, 900	414, 700	447, 600
101	301, 700	347, 200	391, 400	415, 100	448, 100
102	302, 700	347, 600	391, 900	415, 500	448, 600
103	303, 600	348, 100	392, 400	415, 900	449, 100
104	304, 500	348, 600	392, 800	416, 300	449, 600
105	305, 400	349, 100	393, 200	416, 700	450, 100
106	306, 200	349, 500	393, 600	417, 100	450, 600
107	307, 000	349, 900	394, 000	417, 500	451, 100
108	307, 800	350, 300	394, 400	417, 900	451, 600
109	308, 400	350, 700	394, 800	418, 300	452, 100
110	309, 100	351, 100	395, 200	418, 700	
111	309, 700	351, 500	395, 600	419, 100	
112	310, 300	351, 900	396, 000	419, 500	
113	310, 800	352, 300	396, 400	419, 900	
114	311, 300	352, 700	396, 800	420, 300	
115	311, 700	353, 100	397, 200	420, 700	
116	312, 100	353, 500	397, 600	421, 100	
117	312, 400	353, 900	398, 000	421, 500	
118	312, 800		398, 400		
119	313, 200		398, 800		
120	313, 600		399, 200		
121	314, 000		399, 600		
122	314, 300		400, 000		
123	314, 700		400, 400		
124	315, 100		400, 800		
125	315, 500		401, 200		
126	315, 900		401, 600		
127	316, 300		402, 000		
128	316, 700		402, 400		
129	317, 000		402, 800		
130	317, 400		403, 200		
131	317, 700		403, 600		
132	318, 000		404, 000		
133	318, 300		404, 400		
134	318, 600				
135	318, 900				

	136	319,200				
	137	319,500				
	138	319,800				
	139	320,100				
	140	320,400				
	141	320,700				
再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 江東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「第27条の3まで」を「第27条の4まで」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改め、同項ただし書中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の120」に、「100分の10」を「100分の67.5」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

第27条の4第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第27条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）か

ら」と、」を削り、「同項」を「第27条の4第1項」に改める。

附 則
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第27条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の江東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の江東区職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月25日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第45号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を

「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
1		174,200	262,800	306,400	344,200
2		176,300	264,800	308,700	346,800
3		178,400	266,800	311,000	349,400
4		180,500	268,600	313,300	352,000
5		182,500	270,800	315,600	354,600
6		184,600	273,000	317,800	357,200
7		186,700	275,000	320,200	359,700
8		188,700	277,000	322,400	362,100
9		190,900	279,100	324,600	364,500
10		193,000	281,100	326,900	366,900
11		195,200	283,200	329,200	369,300
12		197,400	285,300	331,400	371,700
13		199,500	287,400	333,600	374,000
14		201,100	289,400	335,800	376,300
15		202,900	291,600	338,100	378,500
16		204,500	293,600	340,500	380,700
17		206,000	295,700	342,900	382,800
18		207,800	298,000	345,300	384,800
19		209,200	300,300	347,800	386,800
20		211,200	302,600	350,300	388,700
21		212,700	304,900	352,800	390,600
22		214,300	306,900	355,000	392,500
23		216,000	309,300	357,300	394,300
24		217,700	311,400	359,600	395,900
25		219,500	313,700	361,800	397,600
26		221,000	315,800	363,900	399,300
27		222,900	317,900	366,100	400,800
28		224,800	319,900	368,200	402,400
29		226,700	321,900	370,200	403,900
30		228,700	324,000	372,200	405,300
31		230,600	326,100	374,100	406,700
32		232,700	327,900	375,900	408,100
33		234,700	330,000	377,700	409,400
34		236,600	332,000	379,500	410,600
35		238,500	334,100	381,200	411,800
36		240,500	336,100	382,600	413,000
37		242,500	337,700	384,000	414,100
38		244,400	339,500	385,300	415,100
39		246,400	341,300	386,600	416,100
40		248,500	343,100	387,800	417,100
41		250,500	344,700	389,000	418,000

42	252, 400	346, 400	390, 200	418, 900
43	254, 500	348, 100	391, 400	419, 800
44	256, 500	349, 700	392, 400	420, 600
45	258, 700	351, 100	393, 200	421, 400
46	260, 500	352, 600	394, 100	422, 100
47	262, 300	354, 100	395, 100	422, 800
48	264, 500	355, 600	396, 100	423, 400
49	266, 400	357, 000	396, 900	424, 100
50	268, 600	358, 400	397, 700	424, 800
51	270, 900	359, 700	398, 500	425, 400
52	273, 000	361, 100	399, 300	425, 900
53	275, 000	362, 400	400, 000	426, 400
54	277, 000	363, 700	400, 800	427, 000
55	279, 200	364, 900	401, 600	427, 500
56	281, 300	366, 100	402, 300	428, 100
57	283, 300	367, 200	402, 900	428, 700
58	285, 300	368, 300	403, 600	429, 300
59	287, 300	369, 400	404, 300	429, 900
60	289, 300	370, 500	405, 000	430, 500
61	291, 400	371, 500	405, 600	431, 000
62	293, 400	372, 600	406, 200	431, 500
63	295, 500	373, 600	406, 800	432, 000
64	297, 500	374, 500	407, 400	432, 600
65	299, 500	375, 500	407, 900	433, 000
66	301, 500	376, 400	408, 400	433, 500
67	303, 600	377, 300	409, 000	434, 000
68	305, 600	378, 100	409, 600	434, 400
69	307, 600	378, 900	410, 200	434, 900
70	309, 500	379, 700	410, 800	435, 400
71	311, 500	380, 500	411, 400	435, 900
72	313, 500	381, 400	412, 000	436, 400
73	315, 400	382, 200	412, 500	436, 800
74	317, 300	382, 900	413, 100	437, 300
75	319, 400	383, 500	413, 600	437, 800
76	321, 300	384, 200	414, 200	438, 300
77	323, 200	384, 800	414, 700	438, 700
78	325, 100	385, 400	415, 200	439, 100
79	326, 800	385, 900	415, 700	439, 600
80	328, 500	386, 500	416, 200	440, 100
81	330, 200	387, 100	416, 700	440, 600
82	331, 800	387, 600	417, 200	441, 100
83	333, 500	388, 200	417, 700	441, 600
84	335, 000	388, 800	418, 200	442, 000
85	336, 400	389, 400	418, 600	442, 500
86	337, 900	390, 000	419, 000	442, 900
87	339, 400	390, 500	419, 500	443, 300
88	340, 700	391, 100	420, 000	443, 700
89	342, 000	391, 600	420, 500	444, 000

90	343, 300	392, 100	420, 900	444, 400
91	344, 500	392, 700	421, 400	444, 800
92	345, 700	393, 200	421, 900	445, 200
93	346, 800	393, 700	422, 300	445, 600
94	347, 900	394, 200	422, 700	446, 000
95	348, 900	394, 700	423, 100	446, 400
96	349, 900	395, 200	423, 500	446, 800
97	350, 900	395, 600	423, 900	447, 200
98	351, 800	396, 000	424, 200	447, 500
99	352, 600	396, 500	424, 600	447, 900
100	353, 300	397, 000	425, 000	448, 300
101	354, 000	397, 500	425, 400	448, 700
102	354, 700	398, 000	425, 800	
103	355, 400	398, 500	426, 200	
104	355, 900	399, 000	426, 600	
105	356, 500	399, 500	427, 000	
106	357, 000	400, 000	427, 400	
107	357, 500	400, 500	427, 800	
108	358, 100	401, 000	428, 200	
109	358, 800	401, 400	428, 500	
110	359, 300	401, 900	428, 900	
111	359, 800	402, 400	429, 300	
112	360, 300	402, 900	429, 700	
113	360, 800	403, 400	430, 000	
114	361, 300	403, 800		
115	361, 800	404, 200		
116	362, 300	404, 600		
117	362, 700	405, 000		
118	363, 100	405, 400		
119	363, 600	405, 800		
120	364, 100	406, 200		
121	364, 600	406, 600		
122	365, 100	406, 900		
123	365, 600	407, 300		
124	366, 000	407, 700		
125	366, 400	408, 100		
126	366, 800	408, 500		
127	367, 200	408, 900		
128	367, 600	409, 300		
129	367, 900	409, 600		
130	368, 200			
131	368, 600			
132	369, 000			
133	369, 400			
134	369, 700			
135	370, 100			
136	370, 500			
137	370, 900			

	138	371, 300			
	139	371, 700			
	140	372, 100			
	141	372, 400			
	142	372, 800			
	143	373, 200			
	144	373, 500			
	145	373, 900			
	146	374, 300			
	147	374, 700			
	148	375, 100			
	149	375, 500			
	150	375, 900			
	151	376, 300			
	152	376, 700			
	153	377, 000			
	154	377, 400			
	155	377, 800			
	156	378, 200			
	157	378, 600			
	158	379, 000			
	159	379, 400			
	160	379, 800			
	161	380, 200			
	162	380, 600			
	163	381, 000			
	164	381, 400			
	165	381, 700			
	166	382, 100			
167	382, 400				
168	382, 800				
169	383, 200				
再任用職員		229, 400	268, 200	291, 300	330, 300

第 2 条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する
条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、
「第 29 条まで」を「第 30 条まで」に改め、
同条第 2 項中「、3 月に支給する場合において
は 100 分の 25、6 月に支給する場合におい
ては 100 分の 105、12 月に支給する場合
においては 100 分の 110」を「100 分の
120」に改め、同項ただし書中「、3 月に支
給する場合においては 100 分の 25、6 月に
支給する場合においては 100 分の 85、12

月に支給する場合においては 100 分の 90」
を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中
「100 分の 25」を「100 分の 120」に、
「100 分の 10」を「100 分の 67.5」に、
「100 分の 105」を「100 分
の 100」に、「100 分の 60」と、「100
分の 110」とあるのは「100 分の 65」
と、「100 分の 85」とあるのは「100 分
の 50」と、「100 分の 90」とあるのは
「100 分の 55」を「100 分の 57.5」
に改める。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

規

則

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月10日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第85号

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区介護保険条例施行規則（平成12年3月江東区規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第19号様式から別記第19号の3様式までを次のように改める

別記第 19 号様式 (第 12 条関係)

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

ケアプラン作成開始日(変更日)		年	月	日	区 分	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号				
フリガナ						
		個 人 番 号				
		生 年 月 日				
		年 月 日				
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者						
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地 〒				
居宅介護支援事業所番号		電話番号				
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。				
江東区長 殿 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 電話番号 被保険者 氏 名						
保険者確認欄	☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 居宅介護支援事業者事業所番号					

居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定及び要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに江東区 課 係へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず江東区 課 係へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

別記第19号の2様式(第12条関係)

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

ケアプラン作成開始日(変更日)		年 月 日		区 分	
				新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号			
フリガナ					
		個 人 番 号			
		生 年 月 日			
		年 月 日			
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター					
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地		〒	
介護予防支援事業者事業所番号					
		電話番号			
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。					
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地		〒	
		電話番号			
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。					
江東区長 殿 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 電話番号 被保険者 氏 名					
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号			

介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が介護予防支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定及び要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を当該介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- (注意)
- 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに江東区 課 係へ提出してください。
 - 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず江東区 課 係へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
 - 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

別記第19号の3様式(第12条関係)

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書

ケアプラン作成開始日(変更日)		年 月 日		区 分 新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号			
フリガナ					
		個 人 番 号			
		生 年 月 日			
		年 月 日			
居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者					
事業所名		事業所の所在地		〒	
		電話番号			
事業所番号					
事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。			
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)並びに地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。)の利用の有無を記入してください。(介護予防サービスの場合も同様に記入してください。)			
☐ 居宅サービス等の利用あり (利用したサービス:) ☐ 居宅サービス等の利用なし					
江東区長 殿 上記の小規模多機能型居宅介護支援事業者(看護小規模多機能型居宅介護支援事業者)に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 電話番号 被保険者 氏 名					
保険者確認欄 ☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 小規模多機能型居宅介護支援事業者事業所(看護小規模多機能型居宅介護支援事業者事業所)番号					

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する小規模多機能型居宅介護支援事業者（看護小規模多機能型居宅介護支援事業者）が小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定及び要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を当該小規模多機能型居宅介護支援事業者（看護小規模多機能型居宅介護支援事業者）に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- （注意） 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに江東区 課 係へ提出してください。
- 2 居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する小規模多機能型居宅介護支援事業所（看護小規模多機能型居宅介護支援事業所）を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず江東区 課 係に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区介護保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 55」に、「100 分の 60」を「100 分の 65」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 11 月 25 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 86 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に改

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月25日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 眞 貝 裕利子

◎江東区教育委員会規則第7号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

◎江東区告示第332号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年11月7日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第333号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和4年11月9日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
キッズライ ン(古川 かすみ)	江東区大島一 丁目	令和4年4 月1日	認可外 保育施 設

◎江東区告示第335号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、区立都市公園の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和4年11月10日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 施設の名称
江東区立亀戸九丁目緑道公園、江東区立旧中川水辺公園
- 指定管理者
共同事業体名 K o t o旧中川水彩パーク J
V

代表者 東京都江東区新木場一丁目 7 番 2 2 号

物林株式会社

代表取締役 淡中 克己

東京都江東区白河一丁目 3 番 1 3 - 1 0 6 号

特定非営利活動法人江東区の水辺に親しむ会

理事 飯田 淑子

東京都江東区新木場一丁目 7 番 2 2 号

株式会社ティンバースケープ

代表取締役 梶井 直和

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、水上バスステーションの指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 施設の名称

亀戸中央公園乗船場、旧中川・川の駅スロープ 2

2 指定管理者

共同事業体名 K o t o 旧中川水彩パーク J V

代表者 東京都江東区新木場一丁目 7 番 2 2 号

物林株式会社

代表取締役 淡中 克己

東京都江東区白河一丁目 3 番 1 3 - 1 0 6 号

特定非営利活動法人江東区の水辺に親しむ会

理事 飯田 淑子

東京都江東区新木場一丁目 7 番 2 2 号

株式会社ティンバースケープ

代表取締役 梶井 直和

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 3 7 号

次のとおり、臨床福祉専門学校の廃止を認可した。

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 申請者

臨床福祉専門学校設置者

学校法人敬心学園

理事長 小林 光俊

2 所在地

東京都江東区塩浜二丁目 2 2 番 1 0 号

3 廃止年月日

令和 4 年 1 1 月 7 日

◎江東区告示第 3 3 9 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以下の公園の区域及び面積を令和 4 年 1 1 月 1 5 日から変更する。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 区域及び面積を変更する公園

名称	位置
江東区立豊洲ぐるり公園	江東区豊洲六丁目 1 番先 江東区豊洲五丁目 1 番先

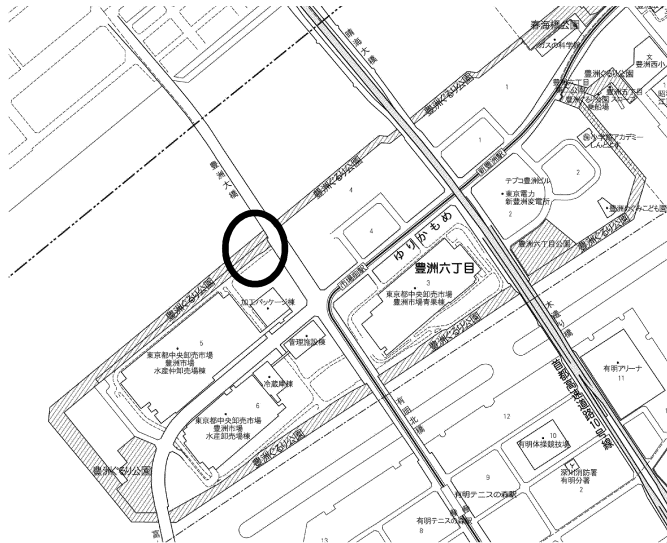
2 区域及び面積

別図のとおり

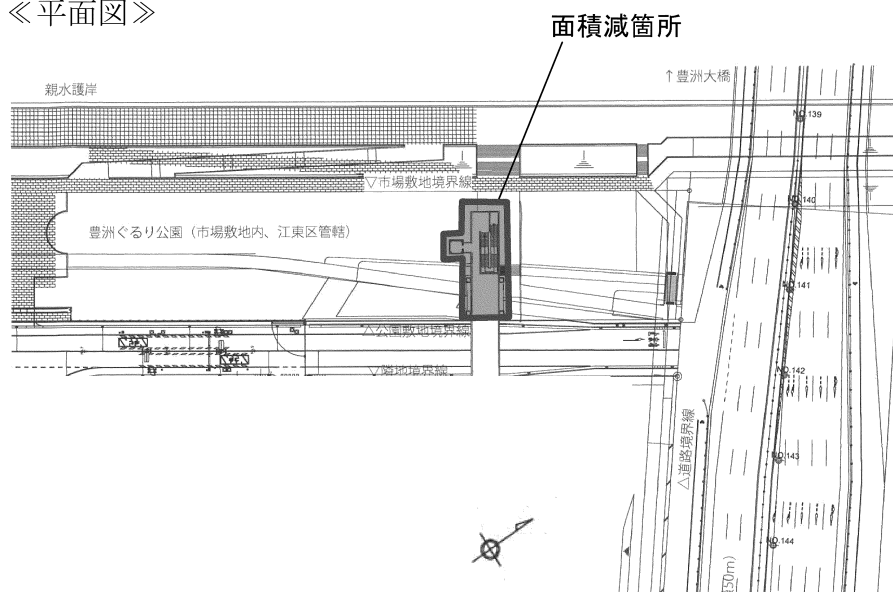
[別図]

名 称 江東区立豊洲ぐるり公園
 位 置 江東区豊洲六丁目1番先
 江東区豊洲五丁目1番先
 公園面積 152,998.41㎡
 (旧面積 153,401.84 - 403.43 = 152,998.41㎡)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 340 号

江東区立都市公園条例施行規則（昭和 52 年 6 月江東区規則第 24 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記の公園を一部休園する。

令和 4 年 11 月 11 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 一部休園する公園

名称	位置
江東区立豊洲ぐるり公園	江東区豊洲六丁目 1 番先
	江東区豊洲五丁目 1 番先

2 区域及び面積

別図のとおり

3 一部休園期間

令和 4 年 11 月 15 日から工事完了まで

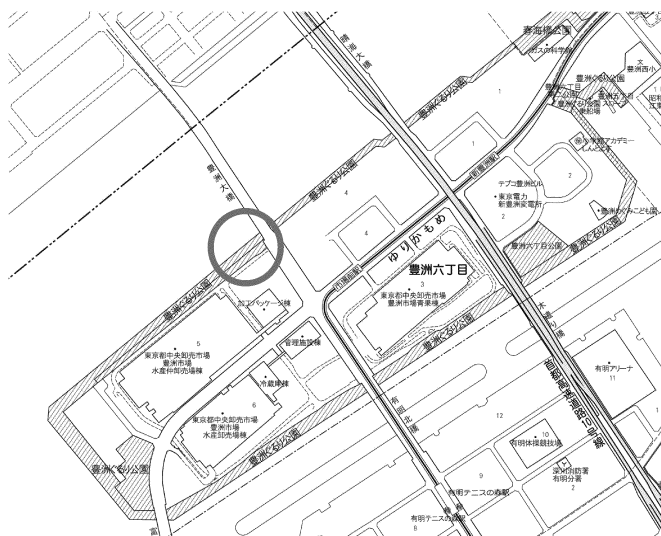
4 一部休園理由

東京都中央卸売市場による連絡橋整備工事施工に伴う工事ヤード設置のため

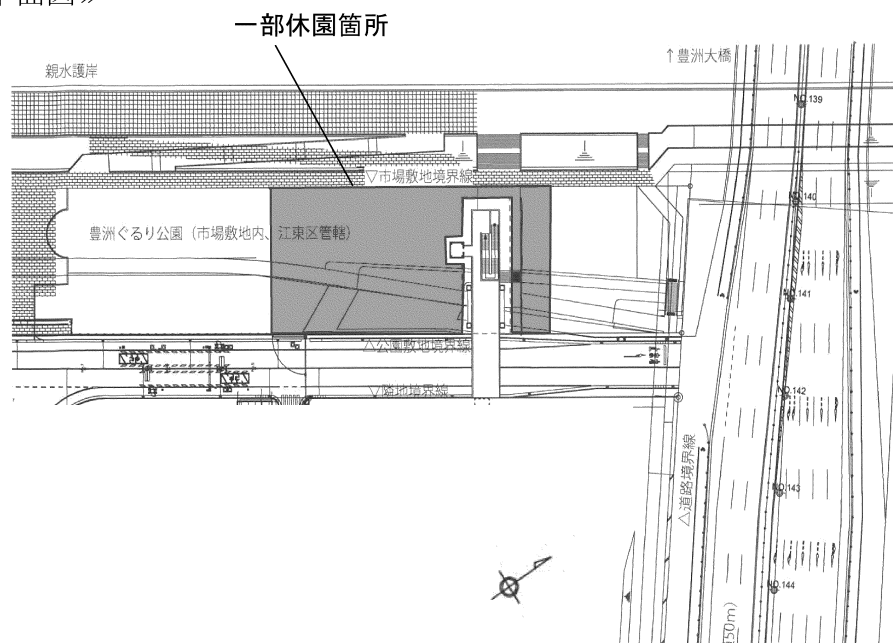
[別図]

名 称	江東区立豊洲ぐるり公園
位 置	江東区豊洲六丁目1番先 江東区豊洲五丁目1番先
公 園 面 積	152,998.41 m ²
一部休園面積	1,488.57 m ²

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 3 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区古石場福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区古石場福祉会館
- 2 指定管理者
東京都港区芝 4 丁目 1 3 - 3 PMO 田町東 1 0 F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区亀戸福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区亀戸福祉会館
- 2 指定管理者
東京都世田谷区駒沢 1 丁目 4 番 1 5 号真井ビル 5 階
社会福祉法人 奉優会
理事長 香取 眞恵子
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区枝川高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称

江東区枝川高齢者在宅サービスセンター

- 2 指定管理者
東京都世田谷区駒沢一丁目 4 番 1 5 号真井ビル 5 階
社会福祉法人 奉優会
理事長 香取 眞恵子
- 3 指定の期間
令和 5 年 3 月 3 0 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、児童館の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区古石場児童館
- 2 指定管理者
東京都港区芝 4 丁目 1 3 - 3 PMO 田町東 1 0 F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 4 6 号

下記事件につき、令和 4 年第 4 回江東区議会定例会を 1 1 月 2 4 日に招集する。

令和 4 年 1 1 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 2 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例
- 4 江東区児童館条例の一部を改正する条例
- 5 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 3 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、障害者福祉セン

ターの指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和4年11月17日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 施設の名称
江東区障害者福祉センター
- 2 指定管理者
東京都世田谷区給田五丁目9番5号
社会福祉法人敬心福祉会
理事長 小林 光俊
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

◎江東区告示第348号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、自転車駐車場の指定管理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和4年11月18日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 江東区立西大島駅自転車駐車場外4施設
 - (1) 施設の名称
江東区立西大島駅自転車駐車場、江東区立西大島駅第二自転車駐車場、江東区立東大島駅前自転車駐車場、江東区立東大島駅自転車駐車場、江東区立東大島駅東自転車駐車場
 - (2) 指定管理者
名 称 サイカパーキング株式会社
所在地 東京都中央区日本橋小網町7番2号
代表者 代表取締役 森井 清
 - (3) 指定期間
令和5年4月1日～令和7年3月31日
(2年間)

◎江東区告示第349号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年11月22日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第352号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年11月30日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1171601840
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスここいち上尾
埼玉県上尾市本町4-8-19
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社いっしん
茨城県かすみがうら市稲吉2-18-15
代表取締役 川島 正行
- 4 廃止年月日
令和3年10月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第355号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年12月1日

江東区長 山 崎 孝 明

- 1 介護保険事業所番号
1370704155
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスみらく
東京都墨田区両国三丁目20番9号ヴァン
セットイトウ1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社みらくフーズ
東京都江東区新大橋一丁目5番14-401号
代表取締役 田中 富美子
- 4 廃止年月日
令和4年9月19日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 3 5 6 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 2 0 1 7 6 4
- 2 事業所の名称及び所在地
レコードブック日本橋
東京都中央区日本橋富沢町 7 番 1 4 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社インターネットインフィニティー
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
代表取締役 別宮 圭一
- 4 廃止年月日
令和 4 年 3 月 1 8 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 3 5 8 号

都市計画の案について

東京都市計画区域区分の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる

令和 4 年 1 2 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画区域区分 (江東区分)		
都市計画を定める土地の区域	市街化区域	追加する部分	有明三丁目地内
	市街化調整区域	削除する部分	有明三丁目地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側) 及び江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		

縦覧期間	公告日から 2 週間
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

◎江東区告示第 3 5 9 号

都市計画の案について

東京都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 2 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画用途地域 (江東区分)		
都市計画を定める土地の区域	第一種住居地域	追加する部分	若洲二丁目及び若洲三丁目各地内
	準工業地域	追加する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目各地内、有明三丁目地内
	工業地域	削除する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目各地内
	工業専用地域	削除する部分	若洲二丁目及び若洲三丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側) 及び江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		
縦覧期間	公告日から 2 週間		
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課		

◎江東区告示第 3 6 0 号

都市計画の案について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、東京都市計画特別工業地区にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 2 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画特別工業地区	
都市計画を定める土地の区域	第二種特別工業地区	再計測による面積の変更
	第三種特別工業地区	再計測による面積の変更
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	
縦覧期間	公告日から2週間	
意見書の提出先	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課	

◎江東区告示第361号

都市計画の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、東京都市計画高度地区にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和4年12月1日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画高度地区	
都市計画を定める土地の区域	第二種高度地区	再計測による面積の変更
	第三種高度地区	再計測による面積の変更
	最低限高度地区	再計測による面積の変更
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	
縦覧期間	公告日から2週間	
意見書の提出先	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課	

◎江東区告示第362号

都市計画の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和4年12月1日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の	東京都市計画防火地域及び準防火地
-------	------------------

種類	域		
都市計画を定める土地の区域	防火地域	追加する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目各地内、有明三丁目地内
	準防火地域	削除する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目各地内
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		
縦覧期間	公告日から2週間		
意見書の提出先	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課		

◎江東区告示第363号

介護保険法第78条の5第2項及び第115条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年12月1日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370802967
- 2 事業所の名称及び所在地
さざんか荘
東京都江東区亀戸六丁目32番7号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社メディコム
東京都江東区亀戸六丁目32番7号
代表取締役 王 国定
- 4 廃止年月日
令和4年11月30日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第364号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年12月1日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 6 0 3
- 2 事業所の名称及び所在地
花物語かめいど
東京都江東区亀戸六丁目 3 2 番 7 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社日本アメニティライフ協会
神奈川県横浜市青葉区みたけ台 5 番地 1 0
代表取締役 江頭 瑞穂
- 4 廃止年月日
令和 4 年 1 2 月 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第 3 6 5 号

地区計画の変更の原案について

東京都市計画地区計画の変更の原案について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第 3 6 号）第 4 条の規定により、当原案に係る区域内の土地所有者及び都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号）第 1 0 条の 4 に規定する利害関係を有する者は、東京都における縦覧開始の日から起算して 3 週間を経過する日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 2 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

名称	臨海副都心有明北地区地区計画
位置	変更する区域 江東区有明一丁目、有明二丁目、 有明三丁目及び東雲二丁目各地内
区域	別図のとおり
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（都庁第二本庁舎 1 2 階 北側）及び江東区役所都市計画課 （庁舎 5 階）
縦覧期間	公告の日の翌日から起算して 2 週間
意見書の 提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策 部都市計画課

〔別図〕



告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 19 号

下記により、令和 4 年第 11 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 4 年 11 月 8 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 11 月 11 日 (金)
午前 10 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 議題
日程第 1 1 教育委員会委員の議席の指定について
- 4 報告事項
(1) 令和 5 年度生江東区奨学資金貸付運用方針について ほか

◎江東区教育委員会告示第 20 号

下記により、令和 4 年第 5 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 4 年 11 月 18 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 11 月 22 日 (火)
午後 2 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 報告事項
(1) ヤングケアラー実態調査および研修事業の実施について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 25 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 553
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
137, 935
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
71, 268

区 議 会

◎区議会議決事項（令和4年第4回定例会）

11月24日から開会した令和4年第4回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第97号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第100号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（以上11月25日原案可決）

